

研究開発税額控除（CIR）

LE CREDIT D'IMPOT RECHERCHE (ou CIR)

研究開発税額控除は、大企業だけでなく法人形態（SA や SARL）に関わらず、実利益により法人税あるいは BIC においては所得税を課税されている産業・商業・農業分野の全ての企業が享受できます。

研究開発活動とは、知識量を増やすために体系的に取り組む創造的な作業、また、その知識を利用し、新しい応用を生み出していく活動です。研究開発税額控除（CIR）は、基礎研究や応用研究及び臨床開発といった分野で活用されます。CIR に関する法律は、国際的なレベルで利用される研究開発活動の定義を採用しています。

CIR のベースに算入できる費用

研究開発の範囲を超えた支出も CIR の対象となるものがあります。その中でもとりわけ、産業所有権保護や、その規格化、最新衣料事業のコレクションに関する費用が挙げられます。

これらの**費用は規定により制限**されており、その規定は以下の通りです。

- 研究活動に直接利用される機材や建物の固定資産減価償却費
- 直接的に或いは専属で研究作業に関わっている研究者や技術者の人件費（無期限雇用契約で採用された若年博士の給与は、雇用後2年間2倍で加味）
- 定率で算出する運営費用：上記人件費の43%（若年博士の人件費に関しては200%）と減価償却費の75%で算出
- 産業所有権保護に関わる費用（特許権や育成者権 COV については、デザイン、モデル、製品マーク、及びライセンス使用についての費用は除外）。特許権、育成者権の法的保護のため契約保険料の掛金については年間6万ユーロを限度

- 企業の製品規格化に関する費用、規格化に関わる機関の公的会合への参加費用（支出額の 50%が限度）
- 最新技術モニタリング費用、一企業につき年間 6 万ユーロを限度
- 繊維・衣服・皮革セクターの企業に対し、新コレクション開発に関わる費用（デミニミスルールに基づきこれらの支出には CIR の上限有り）
- 公的機関、大学、認定公共財団、またはその創設者とメンバーが研究機関か大学である 1901 年法に準じた機構に委託された研究開発費用は、その機関と企業との間に依存関係がない場合に限り支出額の 2 倍を考慮
- 研究開発省が認可したフランス国内及び EU の機関に委託する研究開発費用。同費用は通常の税額控除が適用される支出の 3 倍を限度として考慮される。

外部委託の研究開発費用は一企業につき、年間 200 万ユーロを限度としています。同限度額は、私的機関と企業との間に依存関係がない場合は 1000 万ユーロに、さらに、公的機関や大学で企業と依存関係がない場合は、1200 万ユーロに引き上げられます。

CIR 額の算定

企業の決算日や会計年度の期間に関わらず、**控除額は暦年で計算**されます。

税額控除額は：

- 1 億ユーロ以下の研究開発費用の 30 % (場合により助成金や返済可能な前払金の考慮後)
- 1 億ユーロを越える部分については 5 %

CIR の権利が生じるオペレーションのために受け取った**公的補助金は、返済の必要の有無に関わらず**、受給した年（対象額から減算）、又は返済の年（対象額に加算）の控除額の計算ベースに調整が必要です。

企業が CIR 付与に関する助言を第三者から受けるために発生した**コンサルタント費用**の内、以下の額までが算定ベースから差し引かれます：

- 企業が享受できる税額控除額の割合により定められた、サービスに対する支払額（成功報酬）
- 上記の出費以外で次の 2 つの額のより高い額をこえる出費：1 万 5000 ユーロ（税抜）
または、CIR 対象の支出から企業が受け取った公的助成金を差引いた総額の 5%

コルシカ島に設立された企業で、2019 年 12 月 31 日に終了する会計年度において CIR を享受できる費用が発生している場合は、より高い控除率（研究開発費の 50%及びイノベーション費用の 40%）を適用することができます。

この規定はフランスの海外県における現行制度と同様です。

CIR の申告、控除、還付、管理

企業は、年次税務申告書と共に申告書 2069-A-SD 番「研究のための税額控除」及び 2069RCI 番「税額控除」を作成、提出しなければなりません。

研究費が 200 万ユーロを超える（以前は 1 億ユーロ）すべての企業は、税務申告書の提出と同時に研究開発の内容説明書を提出することが義務付けられています。

そのためには、特別な申告書 2069-A-1-SD を提出する必要があります。当申告書の中では、進行中の研究作業の内容、プログラムの進行状況、およびそれに必要な道具や人材について言及します。

当書類を提出しなかった場合は、1,500 ユーロの罰金が課されます。

税額控除は殆どの場合、**研究開発控除が発生した年の法人税**、または所得税から差し引かれます。企業の事業年度が暦年と一致しない場合は、翌年中に終了する事業年度の税額から控除されます。

原則として、税額を上回って控除しきれなかった分については、**国に対する債権**（非課税の債権）となり、控除が発生した年から向こう **3 年**に渡り法人税から差し引くことが出来ます。それでも参入しきれなかった場合は、税務署から**還付**が受けられます。

同控除は法定税率で計算された法人税からのみ控除されます。（追加拠出金と年間定額法人税を除く）

CIR の**即時還付**は次の企業が対象となります。

- 新規企業（創業年及び創業後 4 年迄）
- 保護監督下にある企業、更正、又は法的清算手続きを受けている企業
- 新しい革新的企業（Jeune entreprise innovante）
- EU 規定に基づく中小企業（従業員 250 人以下、売上 5000 万ユーロ以下若しくは総資産が 4300 万ユーロ以下の企業）

研究開発税額控除の計算については、研究開発省と税務当局、双方の調査を受ける可能性があります。

CIR の確実化

企業は、申告する費用が該当するかどうかを確実にするため、以下 2 つの方法で税務申告書の提出前に **CIR を享受できるかを確認**することが可能です：

- 税務勅書 (作業開始時に事前に問い合わせを行う)
- 自発的に税務当局へ調査を依頼 (実施する研究開発が控除対象となるかの検証)

例：

決算日 2019 年 3 月 31 日の企業で、2018 年 (暦年) の研究開発費は以下の通りです。

- 研究者の給与 (社会保障費を含む) :	125 000 €	
- 若年博士関連経費 :	60 000 €	
- 若年博士関連経費 : 2 倍	60 000 €	
- 研究者の秘書の給与 : 対象外		
- 研究開発機材の減価償却費	75 800 €	
- 経費 : 125 000 の一律 43%	53 750 €	
60 000 の一律 200%	120 000 €	
75 800 の一律 75%	56 850 €	
- 外部委託開発費	25 400 €	
- 公的補助金	- 65 200 €	
- 受領 (返済条件有り) 前払金	- 40 000 €	
- 前払返済金	+10 000 €	
- CIR 認可のためのコンサルタント料	- 25 000 €	(1)

費用計 / 算定基準額 456 600 €

研究開発控除 $465\,350\text{ €} \times 30\% =$ 136 980 €

(1) コンサルタント費用減額 :

年間委託費 (成功報酬を除く) 40 000 €

限度 1 : $40\,000 - 15\,000 =$ 25 000 €

限度 2 : $40\,000 - (4\,90\,350 \times 5\%) =$ 15 482.50 €

結果、金額の多い限度 1、つまり 25 000 €を採用

「イノベーション」税額控除 (CII)

2013 年 1 月 1 日からイノベーション関連費用が発生する極小、小、中企業はその費用についての税額控除が適用されています。

プロトタイプ的设计や新製品の試験設備に関する費用が対象です。

同税額控除は、研究開発税額控除の適用に準じます。

貴社のプロジェクトは研究開発税額控除またはイノベーション税額控除の対象となるでしょうか？

- 税務的な定義で最先端技術、つまり研究作業の開始時に持ち合わせている科学的及び技術的知識を発展させるようなプロジェクトであれば CIR の対象となるでしょう。
- 税務的な定義で新製品のプロトタイプ的设计や試験設備の実現または構築を行うようなプロジェクトであれば、CII の対象となるでしょう。税務的な定義では、研究作業開始時に競合他社が商品化している製品よりも、貴社のプロトタイプや試験設備が技術的、機能的、人間工学的、エコデザインにおいてより優れていることを要求しています。

注：サービスに関するイノベーションにおいては、技術的な部分のみが CII の対象となる可能性があります。

新製品のプロトタイプもしくは試験設備について、CII の対象となるのはそのマスターモデルの設計から完成までに発生する費用のみで、プロトタイプや試験設備の生産段階で発生する費用は CII の対象外です。

中小企業のみがイノベーション税額控除の対象で、従業員 250 人以下、売上高 5000 万ユーロ以下もしくは資産合計が 4300 万ユーロ以下の企業のみが対象となっています。

上記の枠に相当しない企業については、研究開発税額控除を引き続き利用することができます。

イノベーション税額控除の限度額及び率

イノベーション税額控除の対象となる支出額は、年間 40 万円が上限です。これは全体的な上限であり、対象となる支出のカテゴリーごとの上限ではありません。

2023 年 1 月 1 日以前に発生した支出については、年間 40 万ユーロを上限に企業が負担した支出の 20%が税額から控除されます。

2023 年 1 月 1 日以降に発生した支出については、2022 年財政法により税額控除率が 30%（フランス海外県については 60%）に引き上げられます。

したがって、イノベーション税額控除の上限は、40 万ユーロ（支出上限）×30%（CIR 率）、すなわち 12 万ユーロが上限となります。

CIR イノベーションの最高限度額は 40 万ユーロ（費用の上限）× 20%（CIR 率）で、8 万ユーロとなります。

グリーン産業への投資に対する税額控除

2024 年の財政法で、グリーン産業への投資に対する税額控除（通称 C3IV）について規定されました。

政令は、この制度の発効日を 2024 年 3 月 14 日と決めました。

この税額控除は、脱炭素経済への移行に向けた戦略的分野の開発を目的としており、政府の試算によると、2030 年までにフランス国内で約 230 億ユーロの投資と 4 万人の直接雇用の創出が見込まれています。

この制度は、バッテリー、ソーラーパネル、風力タービン、ヒートポンプの生産工程における各戦略段階での投資を対象としており、事前の承認が必要です。フランス国内でこれらの機器およびその製造に直接必要な要素（主にそれらの要素として設計・使用される部品および付随的な部品）の生産能力を確立または開発する企業が対象となります。対象となる支出は、エネルギー転換に不可欠な技術を生み出すことを可能にする有形資産（土地、建物、設備、機器）または無形資産（特許権、ライセンス、ノウハウ、その他の知的財産権）の取得のために発生する支出です。

適用される欧州の枠組みに従い、2025 年 12 月 31 日までに承認された投資計画のみが税額控除の対象となります。

以下の累積条件を満たす企業のみが対象となります。

- No 651/2014EU 規定において、経営難に陥っている企業ではない
- 納税義務、社会保障費の納付義務、年次決算の提出義務を遵守
- 承認申請書が提出された会計年度以前の 2 会計年度内に CI3V の対象となる活動を国内に移転していない、また逆に、税額控除の恩恵を受けた投資を開始した会計年度以降の 2 会計年度において国外に移転していない
- 対象となる投資を、操業開始日から少なくとも 5 年間（中小企業の場合は 3 年間）操業
- 環境法令で要求される許認可を取得し、対象となる投資をその法令を遵守した活動の一環として運営すること。

税額控除の率は、投資の場所と企業の規模によって 20%から 60%の間で変動します。

申請に必要な全ての書類を提出してから 3 ヶ月以内に承認か否かが判断されます。

承認申請書は DGFIP（税務署）に提出しなければならず、DGFIP は ADEME（Agence de l'Environnement et de la Maîtrise de l'Énergie : フランス環境・エネルギー管理庁）に事前の承認を求めます。

承認が得られると、税額控除は承認決定に記載された税額控除率で、会計年度毎に分割、または承認された投資計画に基づく支出が発生した会計年度に対し適用されます。税額控除額がその年度の税額を超える場合、超過分は還付されます。